

岡垣町議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により下記のとおり告示する。

平成25年7月9日

岡垣町議会議長 市津 広海

記

1. 日時 平成25年7月11日（木）午前9時30分
2. 場所 岡垣町議会議場（岡垣町野間一丁目1番1号 岡垣町役場新館3階）
3. 意見を述べる件名
議案第52号
岡垣町がJR海老津駅南側道路整備事業の地下自由通路（人と自転車のみ通行可、工事費8億4千万円）と南側広場（工事費2億6千万円）を建設することについての是非を問う住民投票条例の制定について
4. 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数 3人以内
5. 意見を述べる時間 1人につき10分以内

※ ホームページ掲載用に公印を省略しています